

事件番号 平成20年(再)第206号

再生債務者 リーマン・ブラザーズ・ホールディングス株式会社

## 再生債権届出に関する説明書

上記債務者に対し、再生手続開始の決定がありましたので、再生手続開始決定通知書及び債権届出用紙をお送りします。

債権の届出をする方は、下記の説明事項及び同封の記入例をご覧のうえ、届出期限までに同封の返信用封筒でお送りください。

《届出期限》 平成20年10月21日 必着

届出及び認否の結果に関する問い合わせ先

東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング2階

弁護士法人 大江橋法律事務所

電話 03-5224-5566

FAX 03-5224-5565

※ お問い合わせはできるだけFAXをご利用ください。

### 注意事項

- 1 届出期間内に債権届出をしないと債権を失うことがあります。
- 2 認否の結果確認について

債権者が届出をした、債権の内容及び議決権についての調査結果(認否)は、債務者が作成する『認否書』に記載されますので、債権者各自、適宜の方法で確認してください。

認否書は、裁判所のほか、債務者の事務所や営業所等に備えおかれます。

### 【債権届出書の送り先】

100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング2階  
弁護士法人 大江橋法律事務所気付

東京地方裁判所平成20年(再)第206号事件書類受領事務担当

## 提出方法

- ① 同封の再生債権届出書（同封の〈裁判所用〉〈債務者用〉各1通）を一括して同封の返信用封筒でお送りください。
- ② 代理人名義で届け出る場合は、委任状1通が必要です。  
委任状の様式は適宜のもので結構です。再生債権届出書の代理人名欄に記名押印してください。また、住所欄には支店、営業所等の所在地を記載してください。法人の場合でも資格証明書の添付は不要です。
- ③ 証拠書類の添付は不要です。  
ただし、債務者から提出を求められた場合には、速やかに債務者宛にご提出ください。

## 記入要領

※記入例を参考に記入してください。

- ① 債権者の表示の中の『印』には会社の代表印を押してください。印鑑証明の添付は不要です。  
『住所』は本件取引に関する現実の営業所、事務所等を記載してください。今後、裁判所からの通知はこの住所あてに郵送します。  
『本店所在地』には、登記簿上の本店所在地が『住所』と異なる場合に、登記簿記載の本店所在地を必ず記入してください。同じ場合は「同上」と記載してください。
- ② 利息金又は遅延損害金  
開始決定の前日までは確定金額を記入してください。開始決定後の金員も請求する場合は額未定となりますので、記入例のように口にチェックするだけで結構です。
- ③ 〔担保権の実行で不足する見込額〕の資料としては、計算書や不動産評価書等をご提出ください。担保設定が複数ある場合には、どの物件かがわかるように設定内容についての明細書を添付してください。
- ④ 届け出られる債権が、約定劣後債権（民事再生法35条4項）である場合は、その旨を『債権の種類』あるいは『債権の内容及び原因』の欄に記入してください。

以上